

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月3日（平成29年（行情）諮問第275号）

答申日：平成29年10月13日（平成29年度（行情）答申第265号）

事件名：特定法人が特定労働基準監督署に届け出た定期電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事業場が特定労働基準監督署に届出た①定期電離放射線健康診断結果報告書 平成26年，27年度分」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，青森労働局長（以下「処分庁」という。）が平成29年2月7日付け青労発基0207第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，（法5条1号により）不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 平成29年3月31日付け

全部不服であるから異議の申立てをする。

イ 平成29年4月23日付け

法5条1号により不開示とされた部分については，下記理由により開示すべきである。

審査請求人は，死亡者の父親であり死亡当時電離放射線業務に就業していたが特殊健康診断を実施していない可能性があり審査請求に及んだ。

死亡（心筋梗塞＜健康診断異常所見あり＞）に至るまでの経緯について，エックス線，その他電離放射線にさらされた業務に就労していたが，平成26年度分（出勤簿開示分＜平成26年8月1日～平成27年1月31日＞）開示されたがいずれも電離放射線業務就

労（放射線業務手当支給規則 3 条 3 項により放射線業務手当が支払われている）していたが電離放射線健康診断個人票が会社から開示されずに当局（青森労働局へ電離放射線健康診断結果報告書の開示請求を行った）へ請求した。当該診断結果報告書を請求することで（受信の有無が分かる）。

電離放射線健康診断（電離則 5 6 条，安衛令 2 2 条 1 項 2 号）

(2) 意見書

事件名が「定期電離放射線健康診断結果報告書の一部開示決定に関する件」

ア 『茨城労働局』と『青森労働局（電離放射線健康診断結果報告書）』の開示の格差について理由を述べていない。

平成 29 年 2 月 17 日付，青森労働局より電離放射線健康診断結果報告書の開示があり，開示された部分①労働保険番号，②対象年の内，年の部分，③対象年の内，月の部分④対象の内，○回目の部分，⑤健診年月日（黒塗り），⑥事業の種類，⑦事業場の名称，⑧事業場の所在地（郵便番号及び電話番号を除く。），⑨事業場の所在地のうち郵便番号，⑩事業場の所在地のうち電話番号，その他所轄労働基準監督署名，事業者氏名，所轄労働基準監督署の受付印，以外は全て黒塗り。

イ 「個人情報には該当しない」

【理由】

ア) 特定の個人を識別することができる情報をいいます。

①ポイント：識別性

②ポイント：生存性（生存する個人に関する情報であること）

①識別性から見ていく。この観点から見た場合，例えば，生年月日・住所・顔写真といった，それ自体で特定の個人を識別できる情報が個人情報にあたることになる。

本人の氏名，防犯カメラに映っている本人の映像，電話番号，雇用管理情報，個人情報にあたらぬものは，体重，性格といった個人のデータの末尾に番号がついていて，その番号が特定の氏名に対応している場合個人情報にあたるといえますが識別する番号がなければ個人を特定することができないから個人情報に該当しない。ある数量を計数化しているだけのデータは，それによって特定の個人の識別につながらなければ，個人情報にあたりません，断片的な情報であっても他の情報を照合することが特定の個人を識別できない。

イ) 個人情報保護法は，あくまでも個人情報の保護を図ろうとしています。

そのため，純粋な企業そのものの情報は個人情報の規制の対象外

となります。個人情報とは、自然人である個人の人格的利益を含みますが、法人の情報はこれを含まないと考えられる。したがって、企業全体の等（就業規則・給与規程・放射線業務手当支給・退職金規程）いわば企業内部で管理された情報です。－）個人情報にはあたらない！こうした内部管理情報は、これによって特定の個人を識別することが不可であること。

ウ 【法】

平成29年（行情）諮問第275号理由説明書に対して以下に述べる。

『5条1号について』

不開示とした行政機関に対する理由法5条1号イロハについて、行政機関は、理由説明書の（2）本件対象文書の不開示情報該当性について、1行目のアの9行目「したがって、これらの情報は法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。」と答弁している。

審査請求人の主張は、法1号ロに該当し、個人に関する情報（氏名、生年月日その他）特定の個人を識別することができない、第三者個人の権利利益を害するおそれがない、いずれにおいても就業規則（①②③）識別性から見ていく、氏名、生年月日、住所、顔写真といった、それ自体で特定の個人を識別できる情報が含まれていない。

エ 就業規則に取得する個人情報の利用目的については、あらかじめ就業規則に規程がなく、また詳細な個人情報保護規定が制定されていないと想定する（開示がないため）。

- 1) 労働者10以上の企業は就業規則作成・届出義務がある。財務・就業規則上「採用、配置異動、休職、退職、解雇、服務、勤務、勤務時間、休日、時間外労働及び休日労働、休暇、事業場外労働及び裁量労働、賃金及び退職金、出張旅費及び慶弔見舞金、表彰及び懲戒、安全衛生、災害補償の健康診断、休職を設ける場合の規定集、安全衛生（定期健康診断、健康診断受診義務、健康診断結果、精密検査、健康診断票の保存、秘密の保持、就労の禁止）、災害補償（遺族補償、埋葬料）、表彰及び懲戒（永年勤務表彰、その他の表彰、減給）
- 2) 憲法13条及び個人情報保護法、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、個人情報に該当しない。
- 3) 情報で個人を識別する情報は含まれていない。

給与規程に個人を識別する情報が含まれていない部分の開示、放射線業務手当支給規則3条3項に業務に従事した場合は「OSL

等」放射線業務に従事していながら、電離放射線健康診断個人票の開示がない（それ以外は使用者から開示されている。容認している。）法に定める健康診断が実施されていないと言わざるを得ない。したがって、法律違反を否定できない。すなわち、法5条1号の口に該当する。

したがって、これらの情報は法5条1号本文に該当せず、かつ同号ただし書口に該当するので、開示・閲覧するのが妥当である。

オ 『5条2号イについて』

行政はこれらの情報が公にされた場合には、当該事業場の取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものであると述べているが！

申請人は、法5条2号本文ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められた情報を怠ることにより死亡にいたる原因となる。

前項で明記したとおり、就業規則の年次有給休暇の一定日数についての取得時季取り決めの義務化、時間単位での取得容認、退職時の残余年次有給休暇の買い上げ容認等が労基法改正に伴って就業規則に盛り込まれていない。開示がないため。

本文に該当し開示・閲覧をするのが妥当である。前項にて下線部分に該当する。

当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいかなるものを指すのか、具体的な説明がない。

●開示の理由1 該当しない 就業規則（①給与規程・②放射線業務手当・③退職金規程）

カ 『5条6号イについて』

いずれにおいても、法5条本文の口に下記2. 該当する。

1) 黒塗り部分以外の（個人に関する情報外）の開示の請求を当審査会に対して行う。

2) 前項●1の③について、理由①：退職金規程＜例えば＞継続勤務10年で基本給の何パーセント割り増し、理由②：給与規程（個人に関する情報は含まれていない）例えば：放射線業務手当支給規則3条3項の業務に従事した場合は「OSL等」に、○を記入する。その他の業務に従事した場合は「通常業務」に給与規程18条の23項の業務に従事した場合は「非正常作業」に○を記入する。別紙①※3. <放射線手当支給規程がある。>

すなわち、別紙3には、「OSL」等とは「電離放射線業務に就労していた」放射線業務に従事していたので○を記入した。したが

って電離放射線健康診断が行われていない。その期間について電離放射線健康診断個人票が使用者から開示がない。開示された電離・特定業務従事者（深夜業）の健康診断票に基準値を下回る所見が軽度の異常が疑われます。医師の診断による。LDLの軽度異常（コレステロール起因異常を観察）心筋梗塞などの動脈硬化性疾患を起こす」・視力の低下死亡前6ヵ月間の電離放射線健康診断個人票の開示がない（別紙②），したがって，この間に何らかの健康に異常があったと言わざるを得ない。会社が隠蔽を行うことで事故の因果関係を否定し労災の手続を拒む姿勢である。

「遺族宛に労災の請求をしないように誓約書に記入させる」等々の嫌がらせの強要。

※前回請求したが全部黒塗の為に給与規程・退職金規程同年4月6日付，異なる開示請求は新たに放射線業務手当支給規則請求した。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，処分庁において不開示とした部分のうち，2（3）に掲げる部分は新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号，2号イ及び6号イの規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当と考える。

2 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件開示請求に係る行政文書は，「電離放射線健康診断結果報告書（以下，第3においては「文書」という。）」である。

ア 文書について

事業者は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57条。以下「安衛法」という。）58条及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）58条に基づき，電離則56条1項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは，遅滞なく，電離放射線健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署長に提出することが義務づけられている。

文書には，①労働保険番号，②対象年の内，年の部分，③対象年の内，月の部分，④対象年のうち，○回目の部分，⑤健診年月日，⑥事業の種類，⑦事業場の名称，⑧事業場の所在地（郵便番号及び電話番号を除く。），⑨事業場の所在地のうち郵便番号，⑩事業場の所在地のうち電話番号，⑪健康診断実施機関の名称及び所在地，⑫在籍労働者数，⑬従事労働者数（男），⑭従事労働者数（女），⑮

従事労働者数（計），⑯有所見者数（男），⑰有所見者数（女），⑱有所見者数（計），⑲線源の種類（線源コード），⑳線源の種類（具体的内容），受診労働者数（実効線量による区分），受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分），受診労働者数（皮膚の等価線量による区分），産業医氏名及び印影，所属医療機関の名称及び所在地，報告年月日，所轄労働基準監督署名，事業者氏名，事業者の印影，所轄労働基準監督署の受付印，受診所見の内訳（実施者数），受診所見の内訳（有所見者数）が記載されている。

（２）本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 法５条１号該当性について

本件対象文書のうち，文書の⑯有所見者数（男），⑰有所見者数（女），⑱有所見者数（計），受診労働者数（実効線量による区分），受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分），受診労働者数（皮膚の等価線量による区分），産業医氏名及び印影，所属医療機関の名称及び所在地，受診所見の内訳（有所見者数）については，特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって，これらの情報は法５条１号本文に該当し，かつ同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当である。

イ 法５条２号イ該当性について

本件対象文書のうち，文書の⑪健康診断実施機関の名称及び所在地，⑫在籍労働者数，⑬従事労働者数（男），⑭従事労働者数（女），⑮従事労働者数（計），⑯有所見者数（男），⑰有所見者数（女），⑱有所見者数（計），受診労働者数（実効線量による区分），受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分），受診労働者数（皮膚の等価線量による区分），所属医療機関の名称及び所在地，事業者の印影，受診所見の内訳（実施者数），受診所見の内訳（有所見者数）については，本件電離放射線健康診断実施機関の情報や放射線業務に従事する労働者がいる当該事業場内部の情報，とりわけ，安衛法で定められた電離放射線健康診断の結果等の情報がありのままに記載されていることから，これらの情報が公にされた場合には，当該事業場の取引関係や人材確保等の面において，同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

したがって，これらの情報は，法５条２号イの不開示情報に該当する。

ウ 法5条6号イ該当性について

本件対象文書の⑪健康診断実施機関の名称及び所在地，⑫在籍労働者数，⑬従事労働者数（男），⑭従事労働者数（女），⑮従事労働者数（計），⑯有所見者数（男），⑰有所見者数（女），⑱有所見者数（計），受診労働者数（実効線量による区分），受診労働者数（目の水晶体の等価線量による区分），受診労働者数（皮膚の等価線量による区分），産業医氏名，所属医療機関の名称及び所在地，受診所見の内訳（実施者数），受診所見の内訳（有所見者数）については，放射線業務に常時従事する労働者がいる事業場が，安衛法で定められた電離放射線健康診断を実施し，所轄の労働基準監督署に提出された実施結果報告書の情報である。

これらを公にすることにより，当該事業場における安衛法の遵守状況が明らかとなり，また，安全衛生指導における調査に係る着眼点等についても明らかとなることから，関係法令の履行確保を図るといふ行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，更には，不当な行為を容易にし，その発見を困難にするおそれ等もあることから法5条6号イの不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分で不開示とした部分のうち，⑤健診年月日，⑲線源の種類（線源コード），⑳線源の種類（具体的内容）については，法5条各号に規定する不開示情報に該当しないことから，開示することとする。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「当該文書について，全部不服である」旨主張しているが，本件不開示情報該当性については，上記2（2）で示したとおりである。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち，上記2（3）で開示することとした部分については新たに開示した上で，その余の部分について，法5条1号，2号イ及び6号イの規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成29年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月13日 | 審議 |
| ④ 同月31日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年9月21日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

⑥ 同年10月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定事業場が特定労働基準監督署に届出た①定期電離放射線健康診断結果報告書 平成26年，27年度分」（本件対象文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，法5条1号，2号イ及び6号柱書きに該当するとして，本件対象文書の一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，全部開示を求めていると解されるところ，諮問庁は，原処分において不開示とした部分のうちの一部については，諮問に当たり開示することとするが，その余の部分については，法5条1号，2号イ及び6号イに該当するので，不開示を維持するとしていることから，本件対象文書の見分結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

なお，諮問に当たり，別表の1欄の及びについては，諮問庁は理由説明書（第3の3）において不開示を維持するとしているが，諮問庁から当審査会に提示された本件対象文書では，諮問に当たり開示するとされていることから，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，当該部分は諮問に当たり開示するとのことであつたため，当審査会としては当該部分については判断しない。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の1欄の⑪ないし⑮及び

別表の1欄の⑪は，特定事業場が定期電離放射線健康診断を実施した医療機関の情報であり，また，別表の1欄の⑫ないし⑮及びは，当該事業場において，放射線業務に常時従事する労働者数及び電離放射線健康診断の項目ごとの健康診断実施者数であり，当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報であると認められ，これらの内部管理情報が公になると，取引関係や人材確保等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の1欄の⑯ないし⑲， ないし 及び

当該部分は，特定事業場の電離放射線健康診断実施状況及び実施結果であり，当該事業場にとって秘匿すべき労務管理や安全衛生管理といった事業場の内部管理に関する情報であると認められ，上記(1)と同様の理由により，法5条2号イに該当し，同条1号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の1欄の

当該部分は、特定事業場の印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、「法5条2号本文ただし書き、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められた情報を怠ることにより死亡にいたる原因となる」と述べており、不開示とされた部分は法5条2号ただし書に該当すると主張しているとも解される。

しかしながら、当該不開示部分を公にすることについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 番号	2 不開示を維持する部分 (諮問に当たり, 新たに開示する部分)	3 根拠条文 (法5条)
⑤	健診年月日	(新たに開示)
⑪	健康診断実施機関の名称及び所在地	2号イ, 6号イ
⑫	在籍労働者数	2号イ, 6号イ
⑬	従事労働者数(男)	2号イ, 6号イ
⑭	従事労働者数(女)	2号イ, 6号イ
⑮	従事労働者数(計)	2号イ, 6号イ
⑯	有所見者数(男)	1号, 2号イ, 6号イ
⑰	有所見者数(女)	1号, 2号イ, 6号イ
⑱	有所見者数(計)	1号, 2号イ, 6号イ
⑲	線源の種類(線源コード)	(新たに開示)
⑳	線源の種類(具体的内容)	(新たに開示)
	受診労働者数(実効線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	受診労働者数(眼の水晶体の等価線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	受診労働者数(皮膚の等価線量による区分)	1号, 2号イ, 6号イ
	産業医氏名	(新たに開示)
	所属医療機関の名称及び所在地	(新たに開示)
	事業者の印影	2号イ
	受診所見の内訳(実施者数)	2号イ, 6号イ
	受診所見の内訳(有所見者数)	1号, 2号イ, 6号イ